

## 御船町恐竜ロボコン 2025 実行委員会規約

(名称、事務所)

第1条 本会は、名称を「御船町恐竜ロボコン 2025」実行委員会（以下「本会」という。）とし、所在地を熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1 とする。

(目的)

第2条 本会は、小学生、中学生、高校生を対象としたロボットコンテストイベント「御船町恐竜ロボコン 2025」を準備し、実施することにより、御船町の魅力の一つである「恐竜」と未来を創る技術「ロボットプログラミング」を掛け合わせた未来の科学者・エンジニアの育成、さらには学びながら地域の魅力を再発見できることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 「御船町恐竜ロボコン 2025」の企画の検討及び立案並びにその実施に関すること。
- (2) 「御船町恐竜ロボコン 2025」の実施のために必要な資金の確保に関すること。
- (3) 「御船町恐竜ロボコン 2025」の実施のために必要な手続に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的の達成のために必要な事務に関すること。

(会計期間)

第4条 本会の会計期間は令和7年2月1日から令和8年3月31日までとする。

(組織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する実行委員によって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、御船町長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長が必要と認めた際にはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、委員会会議とする。

(委員会会議)

第10条 委員会会議は会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画、予算及び事業決算
- (2) 事務局の実行内容
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 委員会会議の議長は、会長がこれに当たる。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な人員を置く。

3 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業全体の企画立案・実施に関する事務
- (2) 関係機関・団体の連絡調整に関する事務
- (3) 金銭並びに物品の保管その他出納に関する事務
- (4) その他委員会が必要と認める事務

4 事務局長は御船町商工観光課長とする。

(委任)

第12条 この会則の施行について必要な事項は、会長が本会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

この会則は、令和7年3月21日から施行する。